建設緑政局関係議案資料(その3)

議案第167号

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

(1)屋外広告物行政を取り巻く状況

近年、国により、地域のにぎわい創出や公共施設の維持管理の促進を目的とした、公共空間を活用した屋外広告物の設置に関する規制の緩和が行われており、他都市においても、公共空間を活用した広告掲出の取組が広がっている。

(2) 本市の状況

本市においても、川崎市総合計画第2期実施計画で「川崎駅周辺における公共空間の有効活用による賑わいの創出等に向けた取組の推進」を掲げ、川崎駅周辺地区(駅前広場等)における広告掲出の社会実験の実施等、公共空間での屋外広告物の表示等の取組を推進している。

2 条例の改正概要

川崎市屋外広告物条例では、良好な景観の形成や風致の維持等を目的とし、屋外広告物に対して必要な規制を行っており、禁止地域(第4条)や禁止物件(第5条)での広告掲出を制限している。

現行の屋外広告物条例では、駅前広場や横断歩道橋等が禁止地域、禁止物件に該当しており、 広告物の掲出ができないため、これらの場所で屋外広告物の表示等をするためには、条例改正 が必要となる。

広告物の表示等が、地域のにぎわいを創出する取組や公共施設の維持管理に資する場合など、 公益上の理由があると認められる場合、禁止地域及び禁止物件を適用しないことができるとす る規定を追加する。

主な禁止地域	(1) 道路、鉄道及びこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区域		
(第4条)	(2)都市公園の区域		
	(3) 河川、港湾、広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域		
	(4) 駅前広場		
主な禁止物件	(1) トンネル、橋、道路用エレベーター、横断歩道橋、高架道路構造物		
(第5条)	及び分離帯		
	(2) 道路上のさく、駒止、並木、街灯、道路標識、道路反射鏡その他の		
	道路の附属物		
	(3) 道路上に設置する変圧器及び配電器		
	(4) 防犯灯		

3 施行期日

公布の日から施行

改正後		改正前	
○川崎市屋外広告物条例		○川崎市屋外広告物条例	
	四和46年19日94日冬例第77号		四和46年19月94日冬例第77号

(適用除外)

- の規定は、適用しない。
- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれ を掲出する物件
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用す るポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- (4) 冠婚塟祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲 出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (5) 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示する広 告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (6) 公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに、規則で定め る基準に適合して寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 適用しない。
 - (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業 の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場 に表示する広告物又はこれを掲出する物件(以下「自家広告物」という。) で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 営利を目的としないはり紙、ポスター、はり札等、広告旗及び立看 板等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広 告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(適用除外)

- |第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条まで
|第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条まで の規定は、適用しない。
 - (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれ を掲出する物件
 - (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用す るポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
 - (4) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲 出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (5) 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示する広 告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (6) 公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに、規則で定め る基準に適合して寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第4条の規定は、2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第4条の規定は、 適用しない。
 - (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業 の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場 に表示する広告物又はこれを掲出する物件(以下「自家広告物」という。) で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 営利を目的としないはり紙、ポスター、はり札等、広告旗及び立看 板等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広 告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

改正後

- (4) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示する広告物で、規 則で定める基準に適合するもの
- (5) 電車又は自動車に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で 定める基準に適合するもの
- (6) 前号に定めるもののほか、定期路線バスに表示する広告物又は設置 (6) 前号に定めるもののほか、定期路線バスに表示する広告物又は設置 する掲出物件で、本市以外の屋外広告物条例の規定に基づくもの
- する広告物又は設置する掲出物件
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件は、規則で定める基準に適合する場合に3 次に掲げる広告物又は掲出物件は、規則で定める基準に適合する場合に 限り、第4条の規定は、適用しない。
- (1) 前項第1号に規定する規則で定める基準を超える自家広告物
- する物件
- 4 第5条第1項第8号及び第11号から第13号までに掲げる物件に表示する4 第5条第1項第8号及び第11号から第13号までに掲げる物件に表示する 広告物又は設置する掲出物件については、規則で定める基準に適合する場 合に限り、同項の規定は、適用しない。
- 5 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が地域のにぎわいを創出する 取組又は公共施設の維持管理に資するものであることその他の公益上の理 由があると認めるときは、川崎市屋外広告物審議会の議を経て、第4条及 び第5条の規定を適用しないことができる。

第5章 屋外広告物審議会

(屋外広告物審議会)

- |第39条||広告物の規制の適正を図るため、川崎市屋外広告物審議会 (以下「審||第39条||広告物の規制の適正を図るため、川崎市屋外広告物審議会 (以下「審| 議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
- (1) 広告物の規制に関すること。
- (2) 広告物の在り方及び掲出物件の構造に関すること。
- (3) その他広告物についての重要な事項に関すること。

改正前

- (4) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示する広告物で、規 則で定める基準に適合するもの
- (5) 電車又は自動車に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で 定める基準に適合するもの
- する掲出物件で、本市以外の屋外広告物条例の規定に基づくもの
- (7) 人、動物、車両(前2号に規定するものを除く。)、船舶等に表示 (7) 人、動物、車両(前2号に規定するものを除く。)、船舶等に表示 する広告物又は設置する掲出物件
 - 限り、第4条の規定は、適用しない。
 - (1) 前項第1号に規定する規則で定める基準を超える自家広告物
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物又はこれらを掲出 (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物又はこれらを掲出 する物件
 - 広告物又は設置する掲出物件については、規則で定める基準に適合する場 合に限り、同項の規定は、適用しない。

第5章 屋外広告物審議会

(屋外広告物審議会)

- 議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 広告物の規制に関すること。
- (2) 広告物の在り方及び掲出物件の構造に関すること。
- (3) その他広告物についての重要な事項に関すること。

改正後	改正前
3 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければなら	3 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければなら
ない。	ない。
(1) 市長が第4条の規定による指定をし、又はこれを変更しようとする	(1) 市長が第4条の規定による指定をし、又はこれを変更しようとする
とき。	とき。
(2) 第7条並びに第10条第2項及び第3項に規定する基準を定め、又は	(2) 第7条並びに第10条第2項及び第3項に規定する基準を定め、又は
これらを変更しようとするとき。	これらを変更しようとするとき。
(3) 第7条第5項の規定により第4条及び第5条の規定を適用しないこ	
<u>ととするとき。</u>	
<u>(4)</u> 第10条第4項の規定による許可をするとき。	(3) 第10条第4項の規定による許可をするとき。
4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。	4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
5 委員は、学識経験を有する者、広告業の代表者及び市民のうちから市長	5 委員は、学識経験を有する者、広告業の代表者及び市民のうちから市長
が委嘱する。	が委嘱する。
6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす	6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
る。ただし、再任を妨げない。	る。ただし、再任を妨げない。
7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項	7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項
は、規則で定める。	は、規則で定める。